

法人の皆様へ

地方法人特別税の創設及び 法人事業税の税率の変更について

新潟県・地域振興局県税部

平成20年度の税制改正により、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの暫定措置として、法人事業税の税率の引下げを行うとともに、新たに地方法人特別税（国税）を創設し、各都道府県が賦課徴収した収入額を国が人口及び従業者数に応じて、各都道府県に譲与することとなりました。

地方法人特別税の概要

1 対象となる法人

法人（法人事業税の納税義務のある法人）

2 課税標準

法人事業税の税額（所得割額又は収入割額）

3 税率

課 税 標 準	税 率
外形標準課税対象法人の所得割額	148%
外形標準課税対象法人以外の法人の所得割額	81%
収入金額課税法人の収入割額	81%

4 申告納付

県に対して、法人事業税と併せて申告納付します。

現行の申告書・納付書に地方法人特別税の記載欄が追加されます。

5 適用期日

平成20年10月1日以後開始する事業年度及び同日以後の解散による清算所得について適用されます。

法人事業税の税率の改正

地方法人特別税の創設に伴い、平成20年10月1日以後開始する事業年度及び同日以後の解散による清算所得に対する法人事業税の税率は次のとおり改正されます。

1 収入金額課税法人(電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人)

区 分	税 率	
	現 行	改正後
収 入 割	100分の1.3	100分の0.7

2 所得金額課税法人

外形標準課税対象法人(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人)

区 分		税 率	
		現 行	改正後
所 得 割	所得金額のうち年400万円以下の金額	100分の3.8	100分の1.5
	所得金額のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.5	100分の2.2
	所得金額のうち年800万円を超える金額 軽減税率不適用法人 清算所得	100分の7.2	100分の2.9
付 加 価 値 割		100分の0.48	100分の0.48
資 本 割		100分の0.2	100分の0.2

以外の法人

区 分		税 率		
		現 行	改正後	
所得割	特 別 法 人	所得金額のうち年400万円以下の金額	100分の5.0	100分の2.7
		所得金額のうち年400万円を超える金額 軽減税率不適用法人 清算所得	100分の6.6	100分の3.6
		所得金額のうち年400万円以下の金額	100分の5.0	100分の2.7
	そ の 他 の 法 人	所得金額のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の7.3	100分の4.0
		所得金額のうち年800万円を超える金額 軽減税率不適用法人 清算所得	100分の9.6	100分の5.3

(注) 軽減税率不適用法人とは、事業年度終了の日に3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1千万円以上のものをいいます。

地方法人特別税の税額の計算方法

地方法人特別税は、法人事業税と区分して税額を算出します。

【法人事業税】

所得金額又は収入金額 × 法人事業税の税率 = 所得割額又は収入割額

【地方法人特別税】

所得割額又は収入割額 × 地方法人特別税の税率 = 地方法人特別税額

(課税標準となる所得割額又は収入割額は100円単位となります。)

(計算例)

資本金の額が1億円以下の普通法人で所得金額が10,100,000円の場合

【法人事業税】	4,000,000 × 2.7% = 108,000	} 法人事業税額計	379,300円
	4,000,000 × 4.0% = 160,000		
	2,100,000 × 5.3% = 111,300		

【地方法人特別税】 379,300 × 81% = 307,233 307,200円(100円未満切捨て)

地方法人特別税導入後初年度の予定申告について

予定申告の場合は、原則として前事業年度の確定事業税額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を申告納付することとされていますが、平成20年10月1日以後開始する最初の事業年度については、前事業年度の地方法人特別税がないため、次のとおり経過措置が設けられています。

平成20年10月1日以後開始する最初の事業年度における予定申告税額の計算方法

【法人事業税】

前事業年度の法人事業税額 (割毎の額) ÷ 前事業年度の月数 × 3.3

【地方法人特別税】

前事業年度の法人事業税額 (各割の合計額) ÷ 前事業年度の月数 × 2.7

(計算例)

3月決算の資本金1億円超の外形標準課税対象法人の場合

・前事業年度(平成21年3月期)の法人事業税額 (単位:円)

所得割額	付加価値割額	資本割額	合計
18,432,200	5,995,600	2,517,900	26,945,700

・今期(平成22年3月期)の予定申告における税額

【法人事業税】

所得割額	18,432,200 ÷ 12 × 3.3 = 5,068,800	} 法人事業税額計	7,409,900円
付加価値割額	5,995,600 ÷ 12 × 3.3 = 1,648,700		
資本割額	2,517,900 ÷ 12 × 3.3 = 692,400		

【地方法人特別税】

前事業年度の法人事業税額 26,945,700 ÷ 12 × 2.7 = 6,062,700円